二　算定率に小数点以下第四位未満の端数があるときは、その端数を切り上げた率
三　第二条第一項第二号に規定するこども家庭庁長官が定める率
四　第二条第六項の規定により読み替えて準用される同条第一項第二号に規定するこども家庭庁長官が定める率
五　第六条に規定する総報酬割概算負担率
六　第八条第二項に規定するこども家庭庁長官が定める額
七　第十条に規定する総報酬割確定負担率
八　被用者保険等保険者が、健康保険法第百六十条の二に規定する子ども・子育て支援金率（共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団にあっては、子ども・子育て支援納付金に係る掛金の割合）を定めるに当たって参酌すべき率として、算定率を基礎としてこども家庭庁長官が定める率

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（令和十年度における調整金額の特例）

第二条　令和十年度における法第七十一条の四第二項に規定する調整金額は、第一条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者ごとに令和八年度の概算支援納付金の額が同年度の確定支援納付金の額を超えるときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額と第三号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除して得た額との合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、令和八年度の概算支援納付金の額が同年度の確定支援納付金の額を超えないときは、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額と第四号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額との合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一　次に掲げる額の合計額
　イ　令和九年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額
　ロ　令和八年度及び令和九年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を勘案してこども家庭庁長官が定める額
二　イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額
　イ　令和九年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額
　ロ　令和九年度に係る第十七条第一号に掲げる率
三　次に掲げる額の合計額
　イ　令和十年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額
　ロ　令和八年度の当該被用者保険等保険者に係る確定支援納付金の額から同年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を控除して得た額
　ハ　令和八年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額に同年度に係る第十七条第一号に掲げる率を乗じて得た額から、同年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額に同年度に係る第十七条第二号に掲げる率を乗じて得た額を控除して得た額
二　令和九年度及び令和十年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を勘案してこども家庭庁長官が定める額
四　イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額
　イ　令和十年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額
　ロ　令和十年度に係る第十七条第一号に掲げる率

（調整金額等の特例）

第三条　令和十一年度からこども家庭庁長官が定める年度までの間における第一条第一号ニの規定の適用については、同号ニ中「徴収年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額から同年度の前年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を控除して得た額を、六で除して得た額」とあるのは、「徴収年度及び同年度の前年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を勘案してこども家庭庁長官が定める額」とする。

2　令和八年度からこども家庭庁長官が定める年度までの間における第十七条第一号の規定の適用については、同号中「第一条第一項第一号の合計額」とあるのは、「第一条第一項第一号の合計額を勘案してこども家庭庁長官が定める額」とする。

（令和七年度におけるこども家庭庁長官に対する報告の特例）

第四条　第十三条第一項の規定にかかわらず、健康保険者等は、こども家庭庁長官に対し、令和六年度の各月末日における加入者等の数を令和七年十一月末日までに報告しなければならない。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十三条の四第二項及び第四十四条第一項の規定に基づき、令和六年度の各月末日における加入者等の数を社会保険診療報酬支払基金に報告していた場合には、当該報告をもって、これに代えることができる。

2　第十三条第一項の規定にかかわらず、地域保険等保険者は、こども家庭庁長官に対し、令和六年度の各月末日における加入者等（十八歳未満加入者等を除く。）の数を令和七年十一月末日までに報告しなければならない。

省　令

○経済産業省令第七十号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、国際相互承認に係る容器保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月四日　経済産業大臣　赤澤　亮正

国際相互承認に係る容器保安規則の一部を改正する省令

国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（表示の方式） **第七条**　法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。 一　容器の外面の見やすい箇所に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあっては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を記載した票紙であってはがれるおそれのないものを貼付すること。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあってはこの限りでない。 イ　自動車又は二輪自動車に固定された容器であって、道路運送車両法第五十八条の自動車検査証（以下単に「自動	（表示の方式） **第七条**　法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。 一　容器の外面の見やすい箇所に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあっては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を記載した票紙であってはがれるおそれのないものを貼付すること。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあってはこの限りでない。 イ　自動車又は二輪自動車に装置した容器であって、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自